

日清紡績株式會社名古屋工場に關する労働争議に
 關して、昭和十年一月十三日大飼縣調停官補、大澤協調會出張所長
 の斡旋に依つて第一回の勞資會見を見たが遂に八百圓對二千圓の對
 立の儘物別れとなつてゐるが、大飼調停官補、熱田署平野特高係主
 任(所轄)等が勞資双方に對して解決の準備工作を進め一月二十二
 日大飼調停官補は尾崎前工場長に對し最高一千圓までの支出を求め
 大体の諒解を得たので翌二十三日從業員側代表として全國評議會執
 行委員山崎常吉を縣廳に招き大飼調停官補、小川特高課警部補より
 種々折衝し千三百圓を要求固執したるも遂に一千圓にて争議團員と
 協議して回答することとなり二十四日中にそれぞれの組合の機關に
 かけ止むを得ずこれを承認することに決定
 かくて一月二十五日午前十一時五十分、勞資双方愛知縣廳に會同、
 會社側は尾崎前工場長、清水人事係外一名、争議團側は被檢首者千
 野武士外二名、山崎常吉、全國評議會中部地方評議會執行委員長近

大高 泉 大 須 野 上

日清紡績株式會社名古屋工場に關する労働争議に
 關して、昭和十年一月十三日大飼縣調停官補、大澤協調會出張所長
 の斡旋に依つて第一回の勞資會見を見たが遂に八百圓對二千圓の對
 立の儘物別れとなつてゐるが、大飼調停官補、熱田署平野特高係主
 任(所轄)等が勞資双方に對して解決の準備工作を進め一月二十二
 日大飼調停官補は尾崎前工場長に對し最高一千圓までの支出を求め
 大体の諒解を得たので翌二十三日從業員側代表として全國評議會執
 行委員山崎常吉を縣廳に招き大飼調停官補、小川特高課警部補より
 種々折衝し千三百圓を要求固執したるも遂に一千圓にて争議團員と
 協議して回答することとなり二十四日中にそれぞれの組合の機關に
 かけ止むを得ずこれを承認することに決定
 かくて一月二十五日午前十一時五十分、勞資双方愛知縣廳に會同、
 會社側は尾崎前工場長、清水人事係外一名、争議團側は被檢首者千
 野武士外二名、山崎常吉、全國評議會中部地方評議會執行委員長近

日清紡績株式會社名古屋工場に關する労働争議に
 關して、昭和十年一月十三日大飼縣調停官補、大澤協調會出張所長
 の斡旋に依つて第一回の勞資會見を見たが遂に八百圓對二千圓の對
 立の儘物別れとなつてゐるが、大飼調停官補、熱田署平野特高係主
 任(所轄)等が勞資双方に對して解決の準備工作を進め一月二十二
 日大飼調停官補は尾崎前工場長に對し最高一千圓までの支出を求め
 大体の諒解を得たので翌二十三日從業員側代表として全國評議會執
 行委員山崎常吉を縣廳に招き大飼調停官補、小川特高課警部補より
 種々折衝し千三百圓を要求固執したるも遂に一千圓にて争議團員と
 協議して回答することとなり二十四日中にそれぞれの組合の機關に
 かけ止むを得ずこれを承認することに決定
 かくて一月二十五日午前十一時五十分、勞資双方愛知縣廳に會同、
 會社側は尾崎前工場長、清水人事係外一名、争議團側は被檢首者千
 野武士外二名、山崎常吉、全國評議會中部地方評議會執行委員長近

日清紡績株式會社名古屋工場に關する労働争議に
 關して、昭和十年一月十三日大飼縣調停官補、大澤協調會出張所長
 の斡旋に依つて第一回の勞資會見を見たが遂に八百圓對二千圓の對
 立の儘物別れとなつてゐるが、大飼調停官補、熱田署平野特高係主
 任(所轄)等が勞資双方に對して解決の準備工作を進め一月二十二
 日大飼調停官補は尾崎前工場長に對し最高一千圓までの支出を求め
 大体の諒解を得たので翌二十三日從業員側代表として全國評議會執
 行委員山崎常吉を縣廳に招き大飼調停官補、小川特高課警部補より
 種々折衝し千三百圓を要求固執したるも遂に一千圓にて争議團員と
 協議して回答することとなり二十四日中にそれぞれの組合の機關に
 かけ止むを得ずこれを承認することに決定
 かくて一月二十五日午前十一時五十分、勞資双方愛知縣廳に會同、
 會社側は尾崎前工場長、清水人事係外一名、争議團側は被檢首者千
 野武士外二名、山崎常吉、全國評議會中部地方評議會執行委員長近

日清紡績株式會社名古屋工場争議解決の件

名古屋市南區豊田町日清紡績株式會社名古屋工場に關する労働争議
 について昭和十年一月十三日大飼縣調停官補、大澤協調會出張所長
 の斡旋に依つて第一回の勞資會見を見たが遂に八百圓對二千圓の對
 立の儘物別れとなつてゐるが、大飼調停官補、熱田署平野特高係主
 任(所轄)等が勞資双方に對して解決の準備工作を進め一月二十二
 日大飼調停官補は尾崎前工場長に對し最高一千圓までの支出を求め
 大体の諒解を得たので翌二十三日從業員側代表として全國評議會執
 行委員山崎常吉を縣廳に招き大飼調停官補、小川特高課警部補より
 種々折衝し千三百圓を要求固執したるも遂に一千圓にて争議團員と
 協議して回答することとなり二十四日中にそれぞれの組合の機關に
 かけ止むを得ずこれを承認することに決定
 かくて一月二十五日午前十一時五十分、勞資双方愛知縣廳に會同、
 會社側は尾崎前工場長、清水人事係外一名、争議團側は被檢首者千
 野武士外二名、山崎常吉、全國評議會中部地方評議會執行委員長近